

津市市税等口座振替納付実施要綱

平成18年1月1日訓第5号

改正 平成19年9月28日訓第42号
平成20年3月28日訓第17号
平成21年11月30日訓第54号
令和元年11月1日訓第10号
令和3年10月25日訓第63号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の市税等の納付手続を簡略化し、納期内納付の推進及び収納事務の合理化を図り、自主納付体制の確立に資するため、口座振替納付の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「市税等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 普通徴収に係る個人の市民税及び県民税
- (2) 固定資産税及び都市計画税
- (3) 軽自動車税種別割
- (4) 普通徴収に係る国民健康保険料(税)
- (5) 普通徴収に係る介護保険料
- (6) 普通徴収に係る後期高齢者医療保険料
- (7) 保育所利用者負担額
- (8) 保育所給食費
- (9) 認定こども園利用者負担額
- (10) 認定こども園給食費

(対象者)

第3条 市税等の口座振替納付を利用できる者は、本市の指定金融機関及び収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)に預金口座又は貯金口座(以下「預貯金口座」という。)を設けている納税義務者等又は市税等の口座振替納付に係る預貯金口座の利用について当該預貯金口座の名義人の承諾を得た納税義務者等で、当該指定金融機関等の承諾を得たものとする。

(指定預貯金口座)

第4条 市税等の口座振替納付に係る預貯金口座として納税者等が指定することができるもの（以下「指定預貯金口座」という。）は、普通預金口座、当座預金口座若しくは納税準備預金口座又は通常貯金口座とする。

2 指定預貯金口座の数は、第2条各号に掲げる市税等の区分について、それぞれ1口座とする。

（利用手続）

第5条 市税等の口座振替納付を利用しようとする者は、市税等口座振替依頼書（別記様式その1から別記様式その3まで。以下「依頼書」という。）3部を当該口座振替納付の利用に係る指定金融機関等（以下「取扱金融機関等」という。）に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出を受けた取扱金融機関等は、依頼書の記載事項を確認の上、その1部を市長に送付し、その1部を納税者等に交付するものとする。

（口座振替納付の取扱いの開始時期）

第6条 取扱金融機関等は、前条第1項の規定による依頼書の提出を毎月末日で締め切るものとし、当該末日の属する月の翌月以降の納期に係る市税等から口座振替納付を行うものとする。

（電磁的記録等の送付）

第7条 市長は、口座振替を実施するに当たっては、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）又は出金伝票を作成し、電磁的記録にあつては次条に規定する振替納付日の5営業日前まで、出金伝票にあつては次条に規定する振替納付日の10営業日前までに取扱金融機関等に送付するものとする。

（振替納付日）

第8条 振替納付日は、各期別納付にあつては各納期限の日とし、全期前納にあつては第1期の納期限の日とする。ただし、滞納分に係る市税等を口座振替納付する場合は、別に市長が定める日とする。

（口座振替納付の停止）

第9条 市長は、第7条の規定により送付した電磁的記録に記録されている振替データの一部又は出金伝票に記載されている振替内容について口座振替納付を停止しようとするときは、当該停止に係る取扱金融機関等に対し、振替納付日の前営業日までに市税等口座振替納付停止依頼書により通知するもの

とする。

(振替納付手続等)

第10条 取扱金融機関等は、振替納付日に、納税者等が指定した当該取扱金融機関等の預貯金口座から、電磁的記録に記録され、又は出金伝票に記載されている金額を払い出し、市長が指定する本市の預貯金口座へ振り込まなければならない。

2 取扱金融機関等は、前項の規定により市税等を払い出したときは、電磁的記録にあつてはその旨を記録し、出金伝票にあつては領収印を押印し、振替納付日の翌日から3営業日後までに市長に送付しなければならない。

3 指定金融機関等は、第1項の規定により市税等の払出しをすることができなかつたときは、電磁的記録にあつてはその旨を記録し振替不能通知書を添えて、出金伝票にあつては口座振替ができなかつた理由を付記し、市長に送付しなければならない。

(口座振替納付の変更手続等)

第11条 納税者等が市税等の口座振替納付に係る内容を変更し、又は口座振替納付の利用を取りやめようとするときは、依頼書にその旨を記載の上、取扱金融機関等に3部提出するものとし、当該取扱金融機関等は、そのうち1部を市長に送付し、そのうち1部を納税者等に交付するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の施行前に合併前の津市市税等口座振替納付実施要綱(平成17年4月1日施行)、津市市税預金口座振替事務取扱要綱(昭和59年4月1日施行)、津市国民健康保険料の預金口座振替事務取扱要綱(昭和61年7月1日施行)、津市介護保険料預金口座振替事務取扱要綱(平成12年10月1日施行)、久居市市税等口座振替収納事務取扱要領(平成12年10月1日施行)、美里村村税等預金口座振替収納事務取扱要領(平成16年4月1日施行)、安濃町町税等預金口座振替収納事務取扱要領(昭和56年安濃町告示第23号)、香良洲町税(料)等の口座振替に関する規則(昭和54年香良洲町規則第5号)又は一志町税等預金口座振替収納事務取扱要領(昭和

57年3月1日施行)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成19年9月28日訓第42号)

この訓は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日訓第17号)

この訓は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年11月30日訓第54号)

この訓は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (令和元年11月1日訓第10号)

この訓は、令和元年11月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月25日訓第63号)

この訓は、令和4年1月1日から施行する。

津市市税等口座振替依頼書

金融機関保管用

津市指定金融機関・収納代理金融機関 御中

申込年月日 年 月 日

届出区分 新規 変更 廃止(解約)

お申込みは、納期月の前月末までをお願いします。
(申込年月日の属する月の翌月以降の納期分からの振替(払込)となります。)

私は、下記の預貯金口座から口座振替(自動払込)の方法により市税等を納付したいので、約定の各項目をあらかじめ了承の上、依頼します。

| | | | |
|--------|----------|-----|------|
| 納付義務者名 | 御住所(所在地) | 〒 | |
| | フリガナ | | |
| | お名前(名称) | () | 電話番号 |

| 税目等 | 振替(払込)方法の区別 | 振込(払込)開始(変更・廃止)時期 | 種別コード | 払込先口座番号 | 加入者名 |
|--------------|-------------|-------------------|-------|---------|------|
| | | | | | |
| 市県民税(普通徴収) | 全納・期別 | 年度 期から | | | |
| | 過年度分 | 年 月から | | | |
| 固定資産税・都市計画税 | 全納・期別 | 年度 期から | | | |
| | 過年度分 | 年 月から | | | |
| " 共有分(外名) | 全納・期別 | 年度 期から | | | |
| | 過年度分 | 年 月から | | | |
| 軽自動車税種別割 | 全納 | 年度から | | | |
| | 過年度分 | 年 月から | | | |
| 国民健康保険料 | 全納・期別 | 年 月末から | | | |
| 後期高齢者医療保険料 | 年 月末から | 被保険者証番号 | / | | |
| 介護保険料 | 年 月末から | 被保険者証番号 | | | |
| 保育所利用者負担額 | 年 月末から | 施設名 | | | |
| 保育所給食費 | | 児童名 | | | |
| 認定子ども園利用者負担額 | | | | | |
| 認定子ども園給食費 | | 支給認定証番号 | | | |

私(預貯金者)は上記の納付義務者が津市に納める市税等を私の預金口座から口座振替(自動払込)の方法で支払う(又は終了する)ことに同意します。継続中の納付書等は指定預金口座取扱金融機関等へ送付することを依頼します。

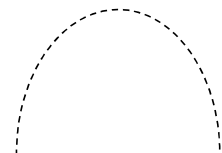
| | | | | | |
|-----------|------------------|-----------------------------------|-----------------------|-----------------|----------|
| 指定預貯金口座 | フリガナ | | | ※3枚とも押印してください。 | 預貯金口座届出印 |
| | 氏名(名称) | <input type="checkbox"/> 納付義務者と同じ | | | |
| | 住所(所在地) | 〒 | | | |
| | | <input type="checkbox"/> 納付義務者と同じ | | | |
| 金融機関の名称 | 銀行・金庫 組合・連合会 | 本店支店 出張所 | 口座番号 | 右からつめて記入してください。 | |
| 預金種目 | 1 普通 2 当座 3 納税準備 | 該当する種目に○をつけてください。 | 金融機関コード | 店番号 | |
| ゆうちょ銀行の場合 | 通帳記号 | | 通帳番号(右からつめて記入してください。) | | |

- 振替日
 - 「全納」の場合:第1期目の納期月の最終日に年額を一括して振替(払込)します。(払込日)
 - 「期別」の場合:各納期月の最終日(12月にあつては、25日)に各期ごとに振替(払込)します。
 - 納期月の最終日(12月にあつては、25日)が休日・祝日のときは、その翌日になります。
 - 残高不足等で振替(払込)不能となったときは再振替(払込)をしません。
 - 介護保険料及び後期高齢者医療保険料の場合を除き、納付書に「随」と記された「随時分」は、口座振替の対象になりません。
- 依頼された市税について、過誤納金が発生し還付する場合は、指定預貯金口座に還付します。

●約定について...この依頼書に関する約定は裏面に記載されています。

| | | | | | |
|------|---|-----|-------|----|----|
| 金融機関 | 不備返却事由 | 受付日 | 年 月 日 | 検印 | 照合 |
| | <input type="checkbox"/> 預貯金取引無し <input type="checkbox"/> 印鑑相違 <input type="checkbox"/> その他 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 記載事項相違(店名・預金科目・口座番号・口座名義) | | | | |

取扱店日付印



津市市税等口座振替依頼書

津市受付印

津市保管用

(宛先)津市長

申込年月日 年 月 日

届出区分 新規 変更 廃止(解約)

お申込みは、納期月の前月末までにお願います。
(申込年月日の属する月の翌月以降の納期からの振替(払込)となります。)

私は、下記の預貯金口座から口座振替(自動払込)の方法により市税等を納付したいので、約定の各項目をあらかじめ了承の上、依頼します。

| | | | |
|--------|----------|-------|--|
| 納付義務者名 | 御住所(所在地) | 〒 | |
| | フリガナ | | |
| | お名前(名称) | () - | |
| | | 電話番号 | |

| 税目等 | 振替(払込)方法の区別 | 振込(払込)開始(変更・廃止)時期 | 種別コード | 払込先口座番号 | 加入者名 | |
|--------------|-------------|-------------------|-------|---------|------|----------|
| | | | | | | お問い合わせ番号 |
| 市県民税(普通徴収) | 全納・期別 | 年度 期から | お | | 津市 | |
| | 過年度分 | 年 月から | | | | |
| 固定資産税・都市計画税 | 全納・期別 | 年度 期から | 問 | | 津市 | |
| | 過年度分 | 年 月から | | | | |
| " 共有分(外名) | 全納・期別 | 年度 期から | い | | 津市 | |
| | 過年度分 | 年 月から | | | | |
| 軽自動車税種別割 | 全納 | 年度から | 合 | | 津市 | |
| | 過年度分 | 年 月から | | | | |
| 国民健康保険料 | 全納・期別 | 年 月末から | 番 | | 津市 | |
| 後期高齢者医療保険料 | 年 月末から | 被保険者証番号 | 号 | | 津市 | |
| 介護保険料 | 年 月末から | 被保険者証番号 | | | 津市 | |
| 保育所利用者負担額 | 年 月末から | 施設名 | | | 津市 | |
| 保育所給食費 | | 児童名 | | | 津市 | |
| 認定子ども園利用者負担額 | | 支給認定証番号 | | | | 津市 |
| 認定子ども園給食費 | | | | | | 津市 |

私(預貯金者)は上記の納付義務者が津市に納める市税等を私の預金口座から口座振替(自動払込)の方法で支払う(又は終了する)ことに同意します。継続中の納付書等は指定預金口座取扱金融機関等へ送付することを依頼します。

| | | | | | |
|-----------|------------------|-------------------|-----------------------|-----------------|----------|
| 指定預貯金口座 | フリガナ | | | 3枚とも押印してください | 預貯金口座届出印 |
| | 氏名(名称) | □ 納付義務者と同じ | | | |
| | 住所(所在地) | 〒 | | | |
| | | □ 納付義務者と同じ | | | |
| 金融機関の名称 | 銀行・金庫 組合・連合会 | 本店支店 出張所 | 口座番号 | 右からつめて記入してください。 | |
| 預金種目 | 1 普通 2 当座 3 納税準備 | 該当する種目に○をつけてください。 | 金融機関コード | 店番号 | |
| ゆうちょ銀行の場合 | 通帳記号 | | 通帳番号(右からつめて記入してください。) | | |

- 振替日 (払込日)
 - 「全納」の場合:第1期目の納期月の最終日に年額を一括して振替(払込)します。
 - 「期別」の場合:各納期月の最終日(12月にあつては、25日)に各期ごとに振替(払込)します。
 - 納期月の最終日(12月にあつては、25日)が休日・祝日のときは、その翌日になります。
 - 残高不足等で振替(払込)不能となったときは再振替(払込)をしません。
 - 介護保険料及び後期高齢者医療保険料の場合を除き、納付書に「随」と記された「随時分」は、口座振替の対象になりません。
- 依頼された市税について、過誤納金が発生し還付する場合は、指定預貯金口座に還付します。

●約定について・・・この依頼書に関する約定は裏面に記載されています。

| | | | |
|--------|-------|-------------------------|--|
| 津市使用役欄 | 整理番号 | [] [] [] [] [] [] | |
| | 入力処理 | 確認 | |
| | 旧調整番号 | | |

| | | | |
|----------|--|-----------|--|
| 金融機関の使用欄 | 受付日 | 年 月 日 | |
| | 当社(店)に上記依頼者の預金口座があることを確認し、口座振替依頼書を受領しましたから送付します。 | | |
| | 受付又は処理店名 | 処理担当又は確認印 | |

金融機関→津市

取扱店日付印

津市市税等口座振替依頼書

依頼者保管用

申込年月日 年 月 日

届出区分 新規 変更 廃止(解約)

私は、下記の預貯金口座から口座振替(自動払込)の方法により市税等を納付したいので、約定の各項目をあらかじめ了承の上、依頼します。

お申込みは、納期月の前月末までをお願いします。
(申込年月日の属する月の翌月以降の納期分からの振替(払込)となります。)

| | | | |
|--------|----------|---|---------------|
| 納付義務者名 | 御住所(所在地) | 〒 | |
| | フリガナ | | |
| | お名前(名称) | | |
| | | | 電話番号 () - |

| 税目等 | 振替(払込)方法の区別 | 振込(払込)開始(変更・廃止)時期 | 種別コード | 払込先口座番号 | |
|--------------|-------------|-------------------|-------|---------|----------|
| | | | | | お問い合わせ番号 |
| 市県民税(普通徴収) | 全納・期別 | 年度 期から | | | |
| | 過年度分 | 年 月から | | | |
| 固定資産税・都市計画税 | 全納・期別 | 年度 期から | | | |
| | 過年度分 | 年 月から | | | |
| " 共有分(外名) | 全納・期別 | 年度 期から | | | |
| | 過年度分 | 年 月から | | | |
| 軽自動車税種別割 | 全納 | 年度から | | | |
| | 過年度分 | 年 月から | | | |
| 国民健康保険料 | 全納・期別 | 年 月末から | 通知書番号 | | |
| 後期高齢者医療保険料 | 年 月末から | 被保険者証番号 | | | |
| 介護保険料 | 年 月末から | 被保険者証番号 | | | |
| 保育所利用者負担額 | 年 月末から | 施設名 | | | |
| 保育所給食費 | | 児童名 | | | |
| 認定子ども園利用者負担額 | | 支給認定証番号 | | | |
| 認定子ども園給食費 | | | | | |

私(預貯金者)は上記の納付義務者が津市に納める市税等を私の預金口座から口座振替(自動払込)の方法で支払う(又は終了する)ことに同意します。継続中の納付書等は指定預金口座取扱金融機関等へ送付することを依頼します。

| | | | | | | |
|-----------|------------------|-------------------|-----------------------|-----------------|--------------|----------|
| 指定預貯金口座 | フリガナ | | | | 3枚とも押印してください | 預貯金口座届出印 |
| | 氏名(名称) | □納付義務者と同じ | | | | |
| | 住所(所在地) | 〒 | | | | |
| | | □納付義務者と同じ | | | | |
| 金融機関の名称 | 銀行・金庫 組合・連合会 | 本店支店 出張所 | 口座番号 | 右からつめて記入してください。 | | |
| 預金種目 | 1 普通 2 当座 3 納税準備 | 該当する種目に○をつけてください。 | 金融機関コード | 店番号 | | |
| ゆうちょ銀行の場合 | 通帳記号 | | 通帳番号(右からつめて記入してください。) | | | |

- 振替日
 - 「全納」の場合:第1期目の納期月の最終日に年額を一括して振替(払込)します。(払込日)
 - 「期別」の場合:各納期月の最終日(12月にあつては、25日)に各期ごとに振替(払込)します。
 - 納期月の最終日(12月にあつては、25日)が休日・祝日のときは、その翌日になります。
 - 残高不足等で振替(払込)不能となったときは再振替(払込)をしません。
 - 介護保険料及び後期高齢者医療保険料の場合を除き、納付書に「随」と記された「随時分」は、口座振替の対象になりません。
- 依頼された市税について、過誤納金が発生し還付する場合は、指定預貯金口座に還付します。
●約定について...この依頼書に関する約定は裏面に記載されています。

上記のとおり口座振替依頼書を受理しました。 受付日 年 月 日

取扱(受付)金融機関

※口座振替の内容を変更するときは、改めて依頼書を提出してください。

津市役所 〒514-8611 津市西丸之内23番1号

依頼者保管用

取扱店日付印

